

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 （個人の場合）

資格証明書 （法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受ける場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 （買受申出人（個人）本人用）			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年（ ）第 号	物件番号
陳述	☐ 私は、暴力団員等ではありません。		
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月22日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月12日から 令和 7年 6月19日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 6月26日 午前10時00分 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 7月17日 午前10時00分 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 7月 3日 午前10時00分から 令和 7年 7月 3日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～7	6,070,000 4,856,000	一括	1,214,000	535,884	98,874
1	1,150,000				
2	1,120,000				
3	170,000				
4	90,000				
5	1,060,000				
6	1,690,000				
7	790,000				

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8 0 8. 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 7 8 4. 7 7 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8 3. 7 4 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 3. 8 5 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 3 1. 5 5 平方メートル |

物 件 目 録

6 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 7 番地 1、5 5 8 番地 1、
5 5 8 番地 5

家屋 番号 5 5 7 番 1

種 類 工場 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 1 2 5 . 9 0 平方メートル
2 階 4 2 . 1 2 平方メートル

7 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 8 番地 1

家屋 番号 5 5 8 番 1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 2 2 . 1 6 平方メートル
2 階 5 9 . 6 5 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 2 6 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約 1 8 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 6年 8月27日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 石原 拓

1 不動産の表示

【物件番号1～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6】

本件共有者（有限会社常見捺染工場）が占有している。

【物件番号7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 557番1
地 目 宅地
地 積 808.87平方メートル

所有者 A

2 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 558番1
地 目 宅地
地 積 784.77平方メートル

所有者 A

3 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 558番2
地 目 宅地
地 積 83.74平方メートル

所有者 A

4 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 558番5
地 目 宅地
地 積 63.85平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 5 5 8 番 6
地 目 宅地
地 積 5 3 1. 5 5 平方メートル

所有者 A

6 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 7 番地 1、5 5 8 番地 1、
5 5 8 番地 5

家屋 番号 5 5 7 番 1

種 類 工場 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 1 2 5. 9 0 平方メートル
2 階 4 2. 1 2 平方メートル

共有者 A 持分 1 4 6 分の 9 9

共有者 有限会社常見捺染工場 持分 1 4 6 分の 4 7

7 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 8 番地 1

家屋 番号 5 5 8 番 1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 2 2. 1 6 平方メートル
2 階 5 9. 6 5 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置



物 件 目 録

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約26平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約18平方メートル

所有者 A



令和6年(ケ)第 5号
令和6年 4月 4日受理
令和6年 5月16日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 三 井 誠 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 5 5 7 番 1
地 目 宅地
地 積 8 0 8 . 8 7 平方メートル

所有者 A

2 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 5 5 8 番 1
地 目 宅地
地 積 7 8 4 . 7 7 平方メートル

所有者 A

3 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 5 5 8 番 2
地 目 宅地
地 積 8 3 . 7 4 平方メートル

所有者 A

4 所 在 桐生市境野町四丁目
地 番 5 5 8 番 5
地 目 宅地
地 積 6 3 . 8 5 平方メートル

所有者 A



物 件 目 録

5 所 在 桐生市境野町四丁目

地 番 5 5 8 番 6

地 目 宅地

地 積 5 3 1. 5 5 平方メートル

所有者 A

6 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 7 番地 1、5 5 8 番地 1、
5 5 8 番地 5

家屋 番号 5 5 7 番 1

種 類 工場 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 1 2 5. 9 0 平方メートル
2 階 4 2. 1 2 平方メートル

共有者 A 持分 1 4 6 分の 9 9

共有者 有限会社常見捺染工場 持分 1 4 6 分の 4 7

7 所 在 桐生市境野町四丁目 5 5 8 番地 1

家屋 番号 5 5 8 番 1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 2 2. 1 6 平方メートル
2 階 5 9. 6 5 平方メートル

所有者 A



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり			
住 居 表 示	桐生市境野町四丁目558番地1付近（住居表示未実施）			
土 地	物件1, 2, 4			
現 況 地 目	■宅地（物件1, 2, 4）			
形 状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者ら（A及び有限会社常見捺染工場） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	■土地に定着するカーポート、クーリングタワー、ろ過機が存在する。			
建 物	物件6			
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載と概ね同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：			
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない { 種 類： ☐ ある { 構 造： 床面積：			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者（有限会社常見捺染工場） 上記の者が本建物を不使用の工場・事務所として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	☒ 競売対象に含まれる機械器具が存在する。（機械器具目録のとおり） ☒ 雨漏りあとが見受けられる。（写真⑨参照） ☒ 附属設備としてキュービクルが存在する。			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ■概ね土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	桐生市境野町四丁目558番地1付近（住居表示未実施）			
土地	物件3, 5			
現況地目	■宅地（物件3, 5）			
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	■土地に定着する屋敷稲荷、井戸、クーリングタワーが存在する。			
建物	物件7			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載と概ね同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ある 1. 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 種類：物置 床面積：約26平方メートル 2. 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 種類：物置 床面積：約18平方メートル			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	■雨漏りあとが見受けられる。（写真㊸参照）			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 概ね土地建物位置関係図のとおり			

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 （ 4 枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 有限会社常見捺染工場が破産する直前の代表者です。同社と私個人との間で地代や建物使用料のやりとりはありません。 2 同社が物件6の工場を捺染工場として使用していました。染料やのりを使用していました。(写真⑩参照) 亡父が使用していた薬品も残っています。 3 工場内の機械器具はすべて同社のものです。ボイラーなどの機械が使用できるか否か分かりません。 4 工場は雨漏りするところが数か所あります。(写真⑨参照) 5 8000リットルの地下タンクがあり、重油が残っているかもしれません。 6 キュービクルは古いので、有害物資であるPCBが使用されているかもしれません。 7 令和5年7月ころまで物件7の居宅で暮らしていましたが転居しました。以来、同建物は空き家でだれも使用していません。 8 同建物2階に雨漏りするところがあります。(写真⑮参照) 9 同建物で猫を3匹飼っていました。 10 物件7の北隣及び西隣にある物置は、いずれもうちの物置です。附属建物としてもらって結構です。 11 庭木の枝葉が隣接地に越境しており、近隣者から苦情があります。

執行官の意見

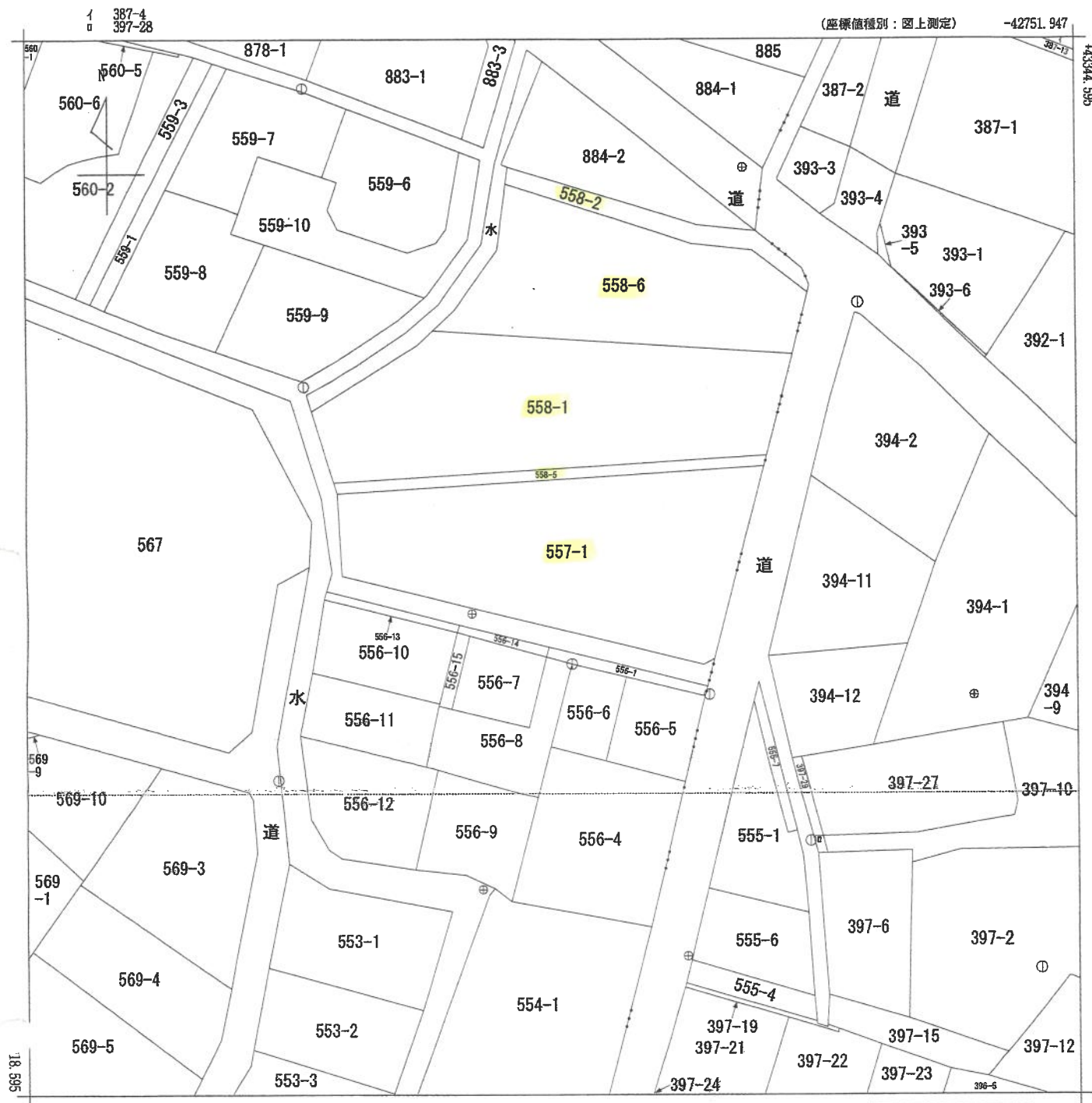
- 1 本件は、債務者有限会社常見捺染工場について破産手続が開始されたが、令和6年2月20日破産手続が廃止となり、同社の特別代理人が選任されて競売手続が進められている事案である。
- 2 物件6の建物は同社が捺染工場として使用していたものであり、内部には大量の機械器具（別紙目録のとおり）が存在する。これらの機械器具は工場抵当法2条の工場供用物件に該当し、本件競売の売却対象に含まれるものと思料する。
- 3 工場内部には上記の機械器具以外に大量の動産が存在し、相応の処分費用がかかるものと思われる。
- 4 法務局で本件土地上の建物登記を調査したところ、物件6、7以外の登記は存在しなかった。
- 5 関係人の陳述及び現地調査の結果、物件7の北隣及び西隣に存在する2つの物置は、いずれも物件7の未登記附属建物と認定した。

物件 6 に備え付けられた機械器具目録

番号	機 械 名	機種(型式)	製造番号	製造年月	製 造 者
ア	洗濯機	不 明	不 明	不 明	トーセン
イ	脱水機	不 明	不 明	不 明	不 明
ウ	ロープ水洗機	不 明	不 明	不 明	不 明
エ	ロープ水洗機	不 明	不 明	不 明	不 明
オ	乾燥機	不 明	不 明	不 明	不 明
カ	乾燥機	不 明	不 明	不 明	不 明
キ	絞機	不 明	不 明	不 明	不 明
ク	自動型枠洗浄 乾燥機	ABK15 5250	不 明	昭和48年	シンワ製作所
ケ	洗濯機	不 明	不 明	不 明	トーセン
コ	ボイラー	KMH013	123164	昭和43年	(株)呉造船所
サ	生地巻機	不 明	不 明	不 明	不 明
シ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
ス	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
セ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
ソ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
タ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
チ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明
ツ	捺染台	不 明	不 明	不 明	不 明

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年4月4日 11:35-11:55	桐生市役所	■建物平面図, 公課証明書, 地番図, 各交付
令和6年4月4日 15:00-15:30	前橋地方法務局桐生支局	■登記事項要約書, 閉鎖登記簿謄本, 各交付 ■建物登記調査
令和6年4月11日 10:05-10:25	物件所在地	■現地調査, 写真撮影
令和6年4月11日 10:45-11:05	所有者A宅	■Aと面談, 連絡文書を交付
令和6年4月25日 12:45-14:50	物件所在地	■現地(建物立入)調査, 写真撮影, Aと面談
令和6年5月2日 12:45-14:10	物件所在地	■現地(建物立入)調査, 写真撮影, Aと面談
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和6年4月25日 評価人同行 ■ 令和6年5月2日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(8 枚目)



地番区域見出

境野町
4丁目

境野町
6丁目

請 求 部 分	所 在	桐生市境野町四丁目					地 番	557番1		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 又 是 番 号 又 是 記 号	Ⅸ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和61年3月10日		補 事 記 項		

(前橋地方法務局桐生支局管轄)

前橋地方法務局太田支局

請求番号：5-1

(1/1)

A3をA4に縮小コピー

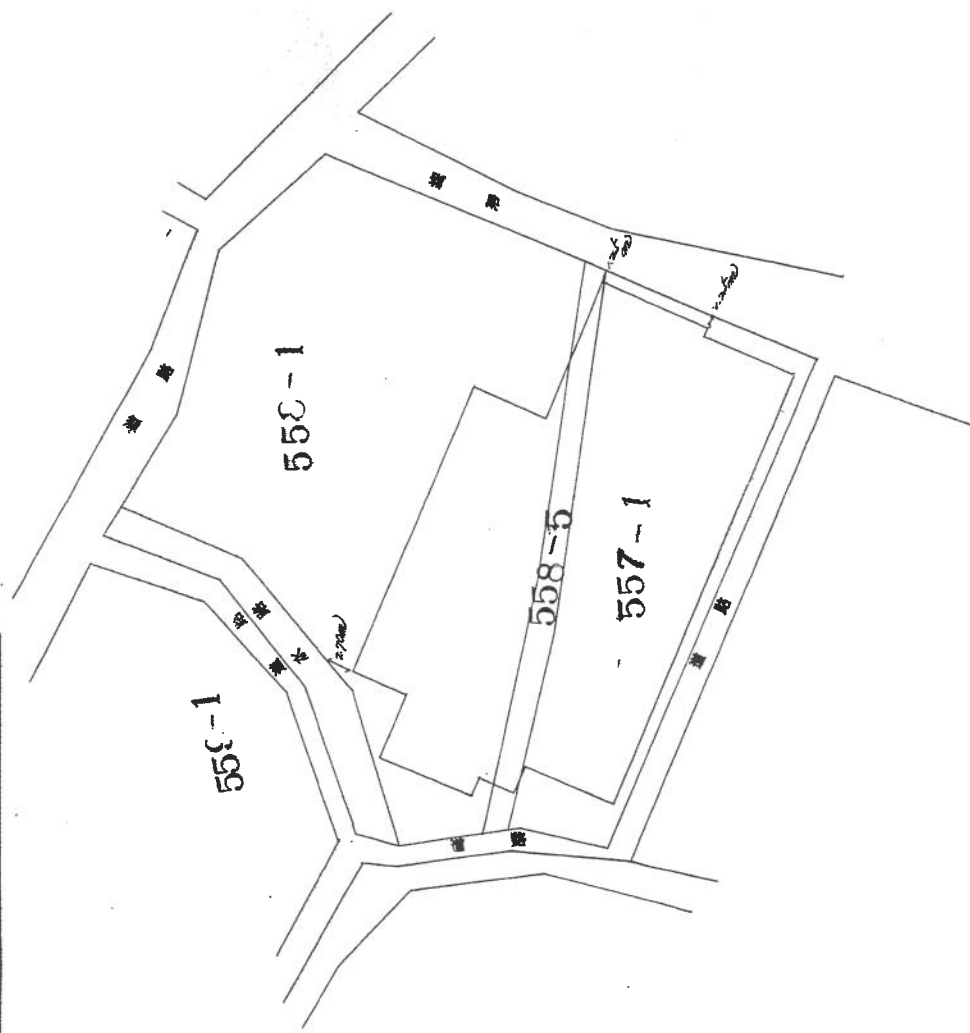
登記年月日：昭和49年6月26日

0135415

建築物平面図

家屋番号	557-1
建物の所在	558-1 桐生市境野町557-1, 558-1

昭和49年6月10日	作製者
49年6月10日	作製年月日



家屋図

縮尺	1/500	1/
----	-------	----

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局桐生支局管轄)

令和6年3月11日

前橋地方方法務局太田支局

登記官

(10枚目)

請求番号：5-2

(1/3)

A3をA4に縮小コピー

0135417

557-1

子
審
題
家

558-1	
558-5	
557-1	桐生左衛門次郎
	建物の所在

建 物 平 面 圖





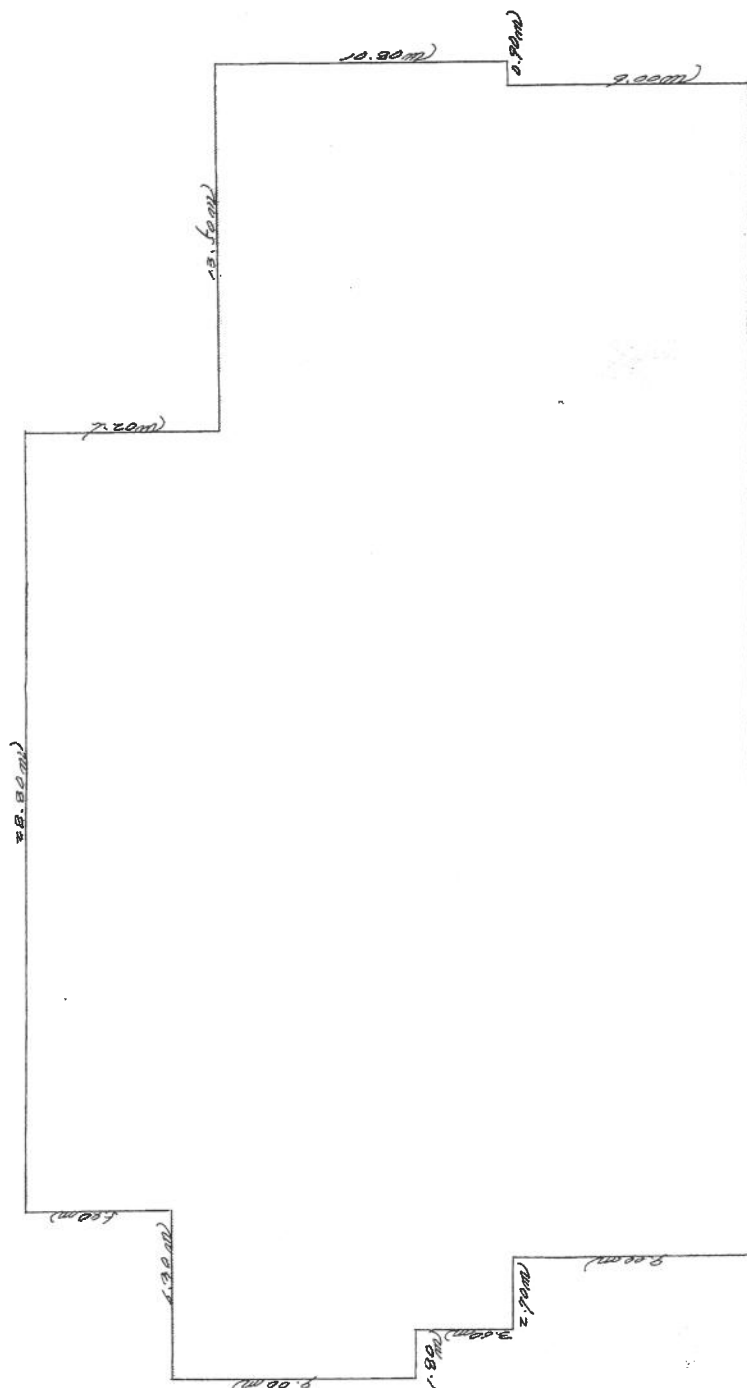




 $\frac{2}{2}$

昭和49年6月10日 製作者

549.6.26

[illegible]

$\frac{1}{200}$	尺
$\frac{1}{1}$	縮

(田) 長井十郎(堀)

請求番号: 5-2

(3/3)

A3をA4に縮小コピー

अथ पुनः

(12枚目)

登記年月日：昭和43年6月3日

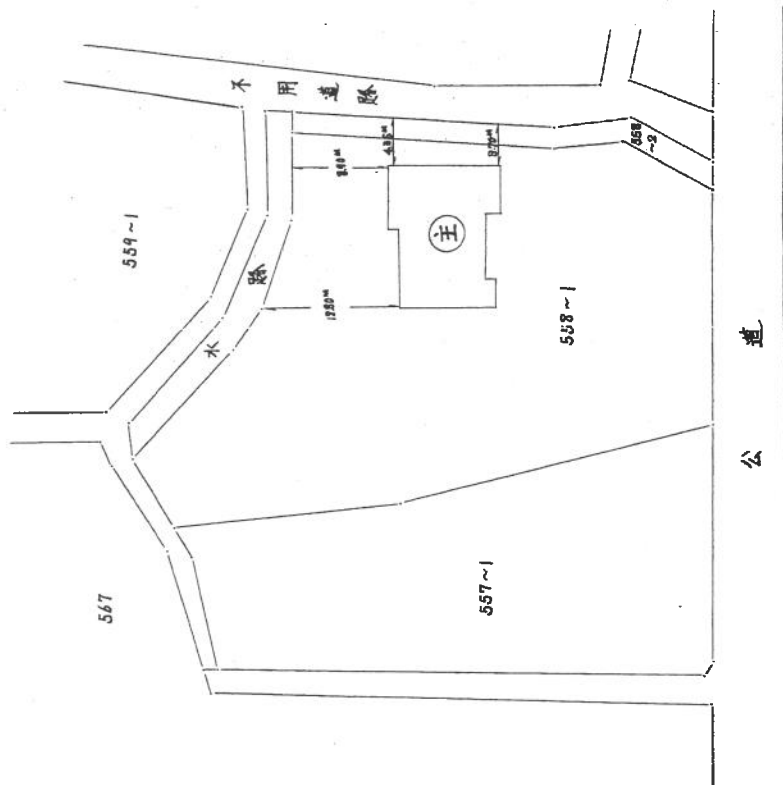
0135418

家屋番号	558~1
建物の所在	桐生市境野町字通558~1

境野町4丁目

建築物図面

昭和43年5月4日	製作年月日
43.6.3	製作年月日
製作者	製作者



公道

縮尺	1/500
----	-------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：5-3

(1/2)

A3をA4に縮小コピー

(13枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方務局桐生支局管轄)

令和6年3月11日

前橋地方務局太田支局

登記官

0135419

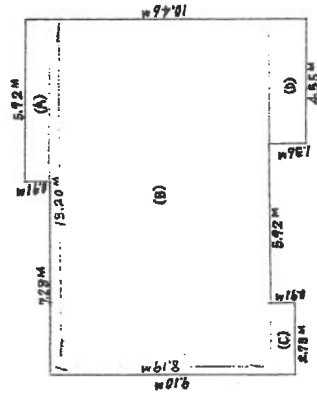
家屋番号 558~1

建物の所在 桐生市境野町字中通558~1

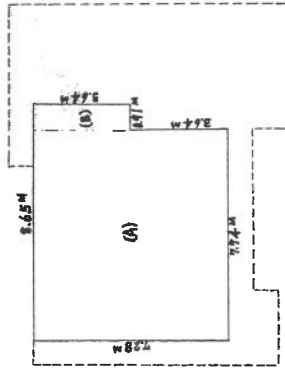
境野町4丁目

各階平面図

1階



2階



(A)	5.92	x	3.20	=	18.944
(B)	13.20	x	8.19	=	108.108
(C)	2.78	x	1.56	=	4.3368
(D)	4.55	x	1.88	=	8.554
計					122.63

(A)	7.74	x	3.64	=	28.1736
(B)	0.91	x	3.64	=	3.3124
計					31.486

昭和43年5月2日
製作年月日
S 43.6.3
製作者

昭和四十四年六月三日

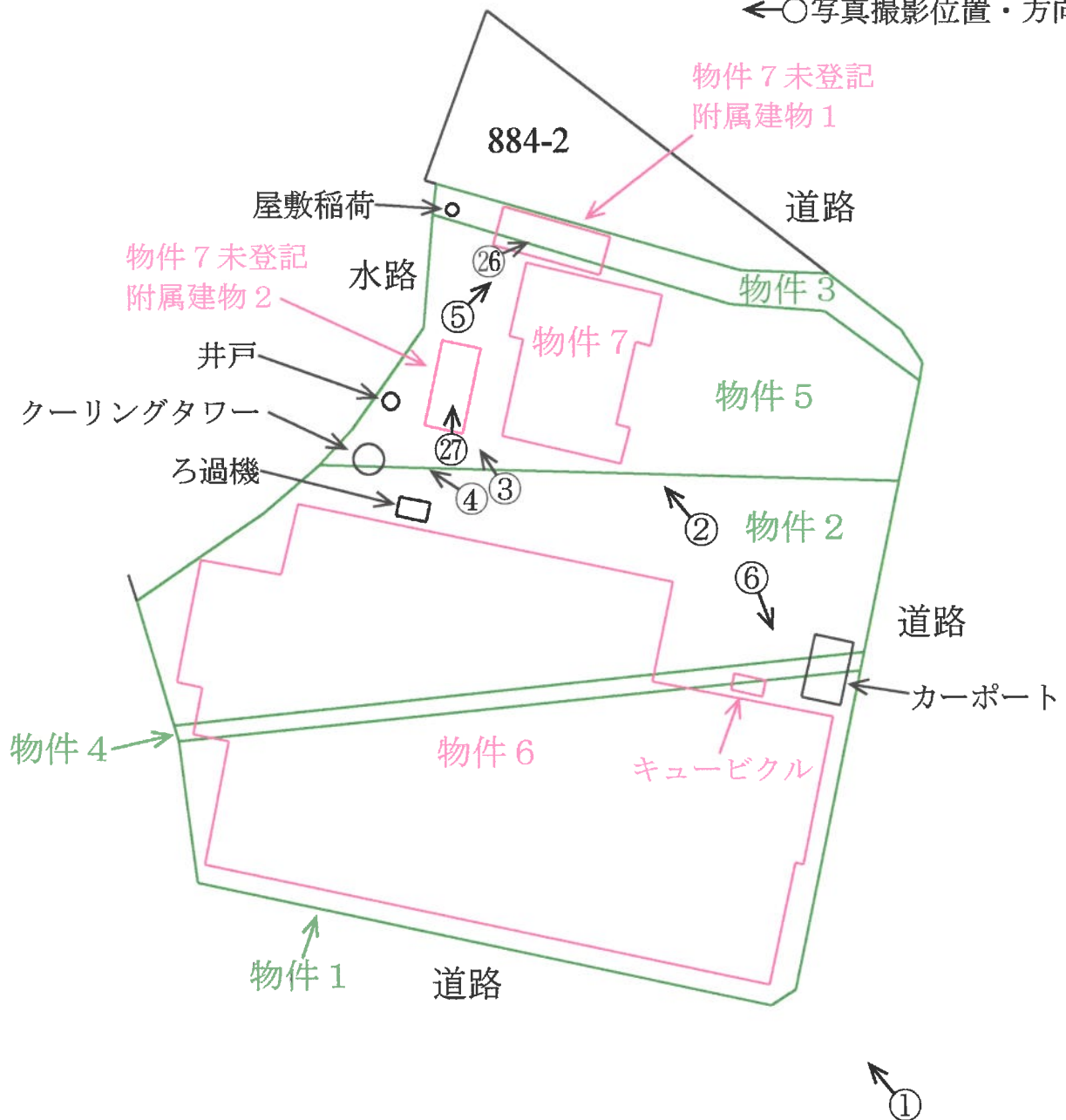
(金国土地区屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/200

土地建物位置関係図



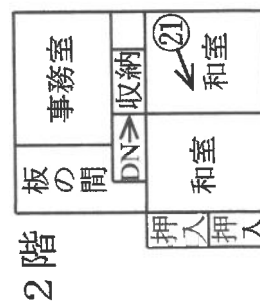
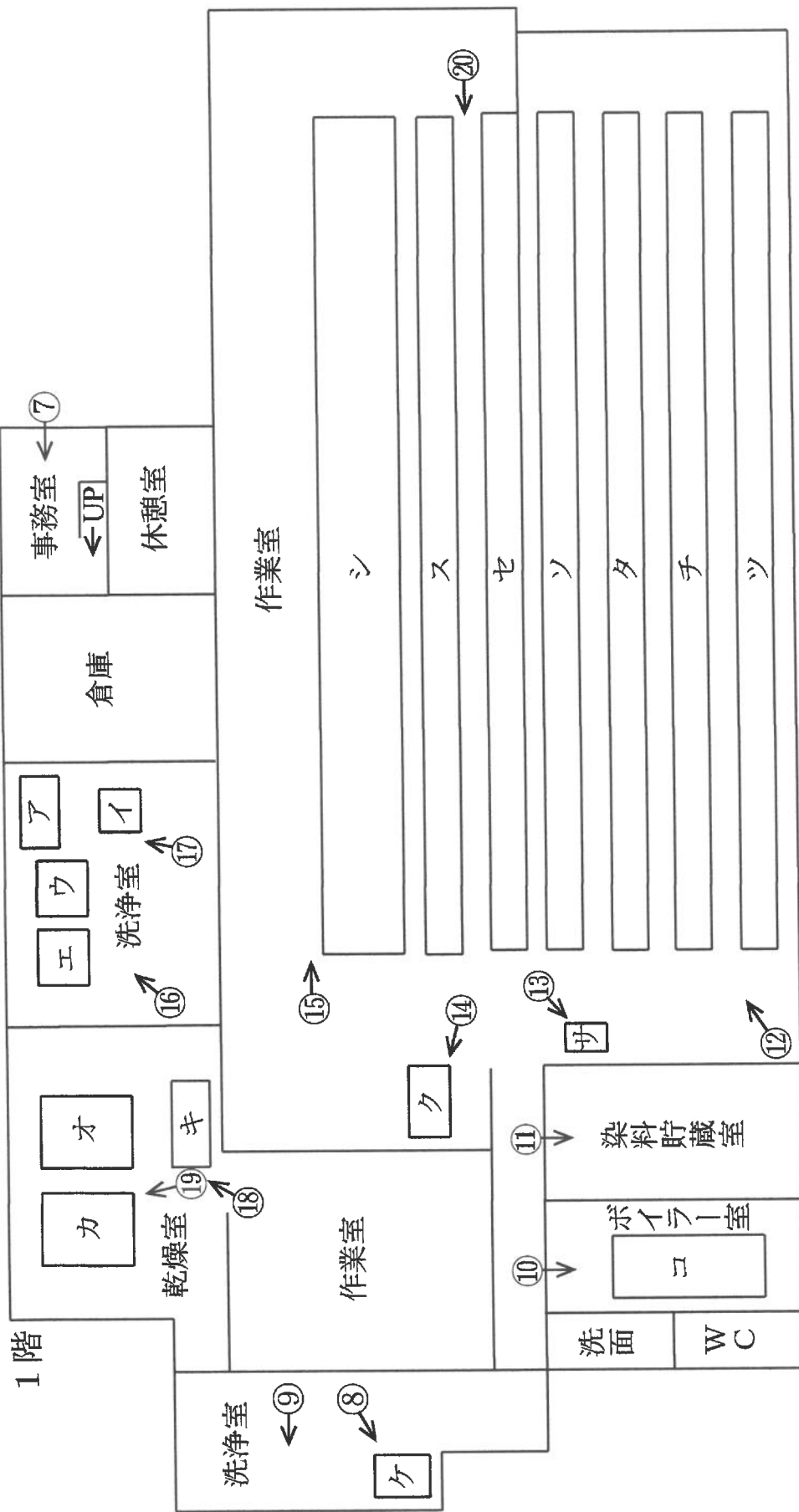
←○写真撮影位置・方向



建物間取図

←○写真撮影位置・方向

物件 6

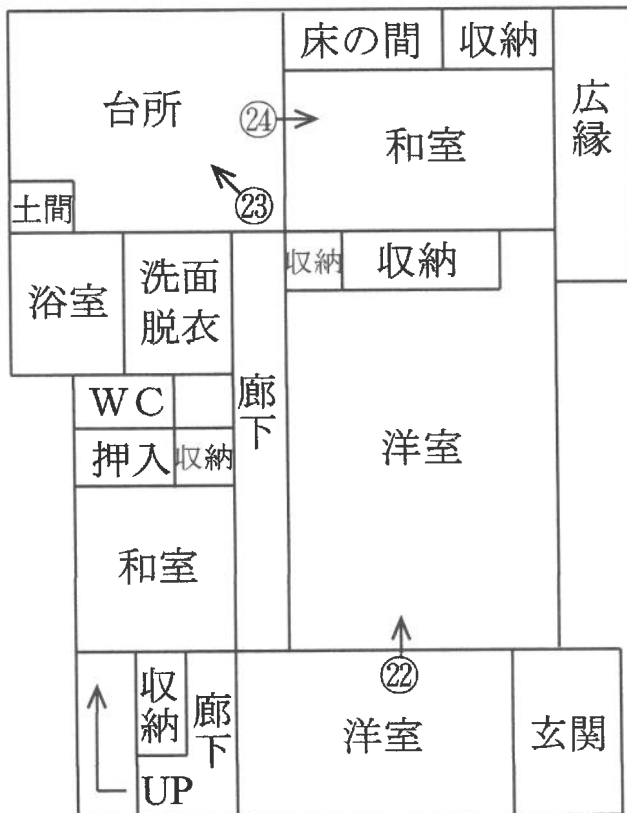


建 物 間 取 図

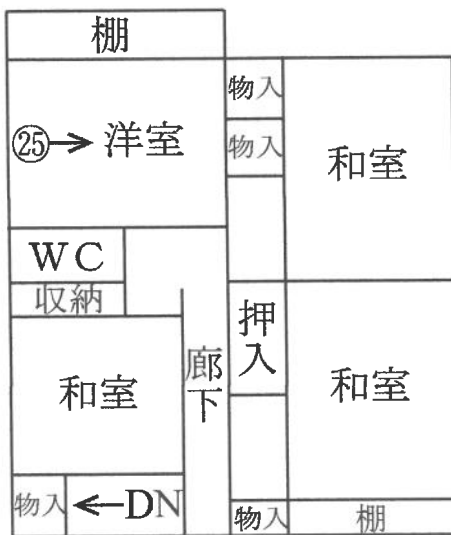
物件 7

←○写真撮影位置・方向

1 階



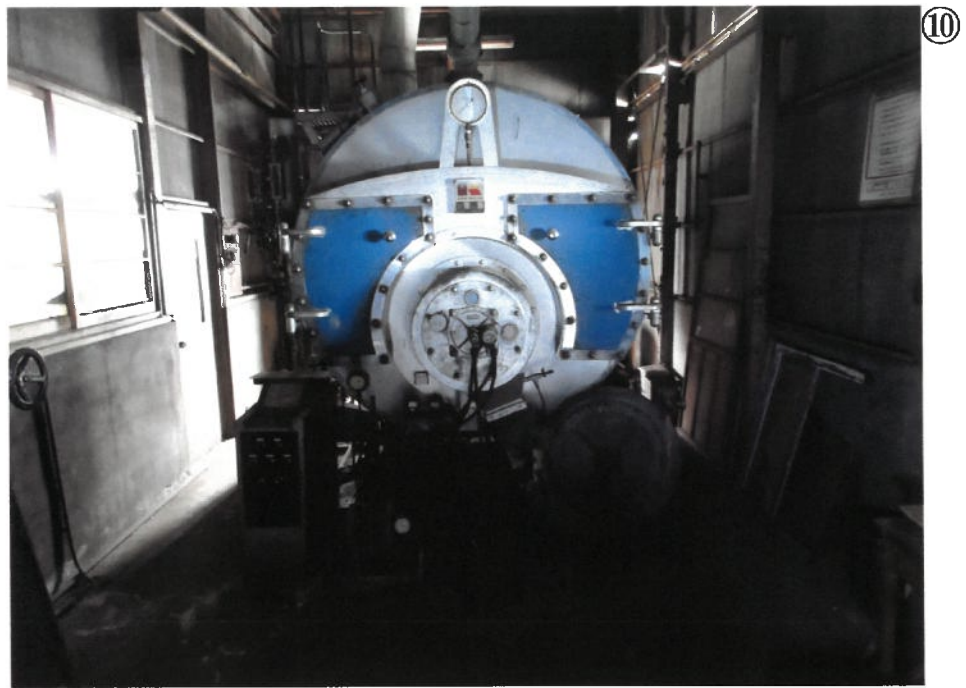
2 階











⑩



⑪



⑫





16



17



18



19



20



21





25



26



27

令和6年（ケ）第5号
令和7年3月21日 現地調査
令和7年3月21日 再評価

前橋地方裁判所桐生支部 御中

評 価 書

（再）

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一 括 価 格	
6,070,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	1,150,000円
物件2(土地)	1,120,000円
物件3(土地)	170,000円
物件4(土地)	90,000円
物件5(土地)	1,060,000円
物件6(建物)	1,690,000円
物件7(建物)	790,000円

＊物件6の工場抵当法2条に基づく機械器具(別紙目録のとおり)㊦～㊨は製造年が不明のものがほとんどで製造されて約50年程度経過しており、使用できるか不明であることから価値なしとし評価額は0とした。

- ① 一括価格は、物件1乃至物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1乃至物件5の内訳価格は物件6、物件7のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件6、物件7の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積 地地地	桐生市境野町四丁目 557番1 宅地 808.87㎡	同左
2	所在地番目積 地地地	桐生市境野町四丁目 558番1 宅地 784.77㎡	同左
3	所在地番目積 地地地	桐生市境野町四丁目 558番2 宅地 83.74㎡	同左
4	所在地番目積 地地地	桐生市境野町四丁目 558番5 宅地 63.85㎡	同左
5	所在地番目積 地地地	桐生市境野町四丁目 558番6 宅地 531.55㎡	同左
6	所在地番目積 家屋番号 種類 構造 床面積	桐生市境野町四丁目557番地1、558番地1、558番地5 557番1 工場 事務所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 1,125.90㎡ 2階 42.12㎡	同左
7	所在地番目積 家屋番号 種類 構造 床面積	桐生市境野町四丁目558番地1 558番1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 122.16㎡ 2階 59.65㎡	所在: 桐生市境野町四丁目558番地2、558番地6
番号	特 記 事 項		

第4再評価額決定理由

1. 再評価額の算出過程以外
前回評価書と同じ。

2. 再評価額の算出過程

売却の実地経緯、前回評価額の時期の経緯及び前回評価後の市場性の変動、受命物件の個別的要因に起因する市場性の減退等を考慮して、前回評価額を次のとおり再評価する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1～5)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	28,500	56%	808.87	85%	10,970,000
2	28,500	56%	784.77	85%	10,650,000
3	28,500	56%	83.74	85%	1,140,000
4	28,500	56%	63.85	85%	870,000
5	28,500	56%	531.55	85%	7,210,000

*物件1, 2, 4を物件6の建物の敷地、物件3, 5を物件7の建物の敷地と認定した。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示等 桐生一4

公示地価格 28,600円/㎡ × 時点修正 99.7 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 100 ÷ 標準画地価格 28,500円/㎡

- ◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ◇ 標準化補正 : なし
- ◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1 : 0.56 形状、規模、4方路地、セットバック等

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 土地有効利用の程度、建物の環境適合性、建物取壊更地化の是非等を検討し査定した。

② 建物価格(物件6、7)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。また、建物の定着物については建物の本体価格に含めて算定した。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物等の積算価格 ア×イ×ウ=エ
6(主)	110,000	1168.02	3.50%	4,500,000
7(主)	150,000	181.81	4.00%	1,090,000
7(附属1)	100,000	26.00	4.00%	100,000
7(附属2)	80,000	18.00	4.00%	60,000
計				5,750,000

ウ 現価率(減価修正)

物件番号	耐用年数に基づく方法(定率法)			観察減価法	現価率
	残価率	全	残存	全	
6(主) :	(5%)	{ (30 -	0) /	30 } × (1 - 0.30)	≒ 0.035
7(主) :	(5%)	{ (27 -	0) /	27 } × (1 - 0.20)	≒ 0.04
7(附属1) :	(5%)	{ (27 -	0) /	27 } × (1 - 0.20)	≒ 0.04
7(附属2) :	(5%)	{ (30 -	0) /	30 } × (1 - 0.20)	≒ 0.04
観察減価 :	建物の状態等を考慮して上記のとおり査定				

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	10,970,000	30%	3,290,000
2	10,650,000	30%	3,200,000
3	1,140,000	30%	340,000
4	870,000	30%	260,000
5	7,210,000	30%	2,160,000
土地利用権等価格(合計)			9,250,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ 円 イ	占有減 価修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オ×カ 円
1	10,970,000	－ 3,290,000	/	25%	60%	－	1,150,000円
2	10,650,000	－ 3,200,000		25%	60%	－	1,120,000円
3	1,140,000	－ 340,000		35%	60%	－	170,000円
4	870,000	－ 260,000		25%	60%	－	90,000円
5	7,210,000	－ 2,160,000		35%	60%	－	1,060,000円
6	4,500,000	＋ 6,750,000	100%	25%	60%	0円	1,690,000円
7	1,250,000	＋ 2,500,000	100%	35%	60%	0円	790,000円
一括価格(合計)							6,070,000円

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 売却の实地経緯、前回評価、及び近時の市場の動向を勘案し、物件6は捺染工場として使用されており、重油の地下タンク、昭和40年代における有害物質の使用の可能性、キュビクルのPCBの使用の可能性等を考慮して上記のとおり市場性修正を考慮した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他控除減価： 控除の必要なし

第6 参考価格資料

地価公示等 桐生－4

所在	:	桐生市境野町5丁目896番1
価格	:	28,600 円／ m ²
位置	:	桐生駅3.6km
価格時点	:	令和7年1月1日
地積	:	298m ²
供給処理施設	:	水道、ガス、下水道
接面街路	:	北西5.7m市道
用途指定等	:	第1種住居地域(建蔽率60% 容積率200%)
地域の概要	:	一般住宅の中に小工場が混在する住宅地域

求 意 見 書

津久井 伸 昭 殿

令和 6年12月10日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 石原 拓

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から3日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

(1) 相当である。

(2) 不相当である。

(3) その他

令和 6 年 12 月 10 日

評価人

津久井 伸昭

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8 0 8 . 8 7 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 7 8 4 . 7 7 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8 3 . 7 4 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 3 . 8 5 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 桐生市境野町四丁目 |
| | 地 | 番 | 5 5 8 番 6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 3 1 . 5 5 平方メートル |



物 件 目 録

6 所 在 桐生市境野町四丁目 557番地1、558番地1、
558番地5

家屋 番号 557番1

種 類 工場 事務所

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 1125.90平方メートル
2階 42.12平方メートル

7 所 在 桐生市境野町四丁目 558番地1

家屋 番号 558番1

種 類 住宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 122.16平方メートル
2階 59.65平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約26平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約18平方メートル



(別紙)

[illegible]

(備 考)



令和6年（ケ）第5号
令和6年5月2日 現地調査
令和6年5月14日 評価

前橋地方裁判所桐生支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一括価格	
17,250,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	3,260,000円
物件2(土地)	3,160,000円
物件3(土地)	480,000円
物件4(土地)	260,000円
物件5(土地)	3,060,000円
物件6(建物)	4,750,000円
物件7(建物)	2,280,000円

*物件6の工場抵当法2条に基づく機械器具(別紙目録のとおり)㊶～㊸は製造年が不明のものがほとんどで製造されて50年程度は経過しており、使用できるか不明であることから価値なしとし評価額を0とした。

- ① 一括価格は、物件1乃至物件7の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1乃至物件5の内訳価格は物件6、物件7のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件6、物件7の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	桐生市境野町四丁目 557番1 宅地 808.87㎡	同左
2	所在地番 地目積	桐生市境野町四丁目 558番1 宅地 784.77㎡	同左
3	所在地番 地目積	桐生市境野町四丁目 558番2 宅地 83.74㎡	同左
4	所在地番 地目積	桐生市境野町四丁目 558番5 宅地 63.85㎡	同左
5	所在地番 地目積	桐生市境野町四丁目 558番6 宅地 531.55㎡	同左
6	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	桐生市境野町四丁目557番地1、558番地1、558番地5 557番1 工場 事務所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 1,125.90㎡ 2階 42.12㎡	同左
7	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	桐生市境野町四丁目 558番地1 558番1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 122.16㎡ 2階 59.65㎡	所在 桐生市境野町四丁 目558番地2、558番地6
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1乃至物件5)

位置・交通			JR両毛線『桐生』駅南東方約3.4km(道路距離)に位置する。 (別添位置図参照)						
付近の状況			一般住宅、小規模工場等の混在する住宅地域。地域周辺は、一般住宅のほか小規模工場、空地等の見られる住宅地域である。地域要因の変動要因も少なく、当面の間現状にて推移するものと思料される。						
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)			都市計画区分	市街化区域					
			用途地域	準工業地域					
			建蔽率	60%					
			容積率	200%					
			防火規制	—					
			その他の規制	—					
画地条件等	地積	登記簿とほぼ同じ							
	間口	約48m							
	奥行	約38m～約55m							
	形状	ほぼ整形地							
	その他	接面道路にほぼ等高に接面し、敷地内はほぼ平坦である。							
接面道路			東側約5.6m舗装市道(市道20110号線、建築基準法42条1項1号道路)に北東側一部が約5.9m舗装市道(市道1級15号線、建築基準法42条1項1号道路)に西側一部が約4.7m舗装市道(市道20116号線、建築基準法42条1項1号道路)に南側約3.8m舗装市道(市道20117号線、建築基準法42条2項道路)に接面する土地である。						
土地の利用状況			建物共有者が本土地上に物件6の建物を所有し、占有している。						
供給処理施設			<table><tr><td>上水道</td><td>あり</td></tr><tr><td>ガス配管</td><td>あり</td></tr><tr><td>下水道</td><td>あり</td></tr></table> (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込ことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	上水道	あり	ガス配管	あり	下水道	あり
上水道	あり								
ガス配管	あり								
下水道	あり								
特記事項			① 文化財保護法上、周知の埋蔵文化財包蔵地の可能性は少ない。 ② 桐生市役所建築指導課によれば本件土地に接面する西側道路の一部(南側一部)は幅員が約1.6mから約1.8mの未舗装になっており建築基準法上の法定外道路とのこと。 ③ 群馬県東部環境事務所によれば、物件6の建物は水質汚濁防止法の特定施設の届出がなされており、有害物質の使用の届出はなされていないとのこと。 ④ 土地所有者によれば物件2の土地の西端に8000リットルの地下タンクの埋設があり、重油が残っている可能性があるとのこと。また、所有者によれば、昭和43年当時染料の染色の過程で有害物質の使用の可能性があり、その後は有害物質の使用は行っていないとのこと。 ⑤ 土地に定着するカーポート、クーリングタワー、ろ過機が存在する。						

2 建物の概況及び利用状況(物件6)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	昭和43年4月29日新築、昭和46年3月10日変更、昭和46年3月10日増築
	経過年数	56年
	経済的残存耐用年数	0年
仕様	構造	軽量鉄骨造
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	サイディング等
	内壁	一部クロス等
	天井	一部石膏ボード等
	床	コンクリート等
	設備	電気、水道等
	その他	-
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり	
	現況用途:工場 事務所 間取り(附属資料:建物間取図のとおり)	
品等	使用資材	普通
	施工程度	普通
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	建物共有者らが本建物を不使用の工場・事務所として占有している。	
特記事項	① 物件6の建物は同社が捺染工場として使用していたものであり、内部に大量の機械器具(別紙目録のとおり)が存在する。また、工場内部には上記の機械器具以外に大量の動産が存在し、相応の処分費用がかかるものと思われる。 ② 附属設備としてキュービクルが存在するが、同キュービクルは相当に古く有害物質であるPCBが使用されている可能性がある。 ③ 本件建物の工場は古く雨漏りをしている箇所が数か所見受けられる。	

2 建物の概況及び利用状況(物件7)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	昭和43年4月29日新築
	経過年数 経済的残存耐用年数	56 年 0 年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造 瓦葺 モルタル吹付等 京壁等 木目合板等 畳等 電気、水道等 -
床面積(現況)	第3項目の物件欄記載のとおり	
	現況用途: 居宅 間取り(附属資料: 建物間取図のとおり)	
品等	使用資材 施工程度	普通 普通
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を居宅(空き家)として占有している。	
特記事項	① 附属建物1(木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 約26㎡)、附属建物2(軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家 物置 約18㎡)が存在する。 ② 本件建物の2階部分に雨漏りの跡が見受けられる。 ③ 本件建物には猫を3匹飼っていたとのこと。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1～5)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	更地価格又は建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1	28,800	56%	808.87	85%	11,090,000
2	28,800	56%	784.77	85%	10,760,000
3	28,800	56%	83.74	85%	1,150,000
4	28,800	56%	63.85	85%	880,000
5	28,800	56%	531.55	85%	7,290,000

* 物件1, 2, 4を物件6の建物の敷地、物件3, 5を物件7の建物の敷地と認定した。

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 桐生-4

公示地価格 28,900円/㎡ × 時点修正 99.5 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 100 ÷ 標準画地価格 28,800円/㎡

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1～5 : 0.56 形状、規模、4方路地、セットバック等

ウ 地 積

: 登記数量による。

エ 建付減価補正率

土地有効利用の程度、建物の環境適合性、取毀更地化の是非等を検討して査定した。

② 建物価格(物件6、7)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。また、建物の定着物については建物の本体価格に含めて算定した。物件6の工場抵当法に基づく別紙機械器具目録の機械等は製造年が不明のものも多く50年程度は経過しているものがすべてであり、機械器具の価値は無いものと判断した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物等の積算価格 ア×イ×ウ÷エ
6(主)	110,000	1168.02	3.50%	4,500,000
7(主)	150,000	181.81	4.00%	1,090,000
7(附属1)	100,000	26.00	4.50%	120,000
7(附属2)	80,000	18.00	4.50%	60,000
計				5,770,000

ウ 現価率(減価修正)

物件番号

耐用年数に基づく方法(定率法)

観察減価法

現価率

	残価率	全	残存	全		
6(主) :	(5%)	^((30 -	0) /	30 }	× (1 - 0.30)	≒ 0.035
7(主) :	(5%)	^((27 -	0) /	27 }	× (1 - 0.20)	≒ 0.04
7(附属1) :	(5%)	^((27 -	0) /	27 }	× (1 - 0.10)	≒ 0.045
7(附属2) :	(5%)	^((30 -	0) /	30 }	× (1 - 0.10)	≒ 0.045
観察減価 :	損傷の状態等を考慮して上記のとおり査定					

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	11,090,000	30%	法定地上権	3,327,000
2	10,760,000	30%	法定地上権	3,228,000
3	1,150,000	30%	法定地上権	345,000
4	880,000	30%	法定地上権	264,000
5	7,290,000	30%	法定地上権	2,187,000
土地利用権等価格(合計)				9,351,000

イ 土地利用権等割合： 近隣地域の地域性等を検討して土地利用権等割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ イ	占有減 価修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オ÷カ 円
1	11,090,000	— 3,327,000	/	70%	60%	—	3,260,000円
2	10,760,000	— 3,228,000	/	70%	60%	—	3,160,000円
3	1,150,000	— 345,000	/	100%	60%	—	480,000円
4	880,000	— 264,000	/	70%	60%	—	260,000円
5	7,290,000	— 2,187,000	/	100%	60%	—	3,060,000円
6	4,500,000	＋ 6,819,000	—	70%	60%	0円	4,750,000円
7	1,270,000	＋ 2,532,000	—	100%	60%	0円	2,280,000円
一括価格(合計)							17,250,000円

ウ 占有減価修正： 特になし

エ 市場性修正： 物件6は捺染工場として使用されており、重油の地下タンク、昭和40年代における有害物質の使用の可能性、キュービクルのPCBの使用の可能性等を考慮して上記のとおり市場性修正を行う。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

カ その他控除減価： 特になし。

第6 参考価格資料

地価公示価格等 桐生-4

所在	:	桐生市境野町5丁目896番1
価格	:	28,900 円／m ²
位置	:	桐生駅3.6km
価格時点	:	令和6年1月1日
地積	:	298m ²
供給処理施設	:	水道、ガス、水道
接面街路	:	北西5.7m市道
用途指定等	:	第1種住居地域(建蔽率60%、容積率200%)
地域の概要	:	一般住宅の中に小工場が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 間取図
- 4 土地建物位置関係図

物件 6 に備え付けられた機械器具目録

番号	機械名	機種（型式）	製造番号	製造年月日	製造者
㊦	洗濯機	不明	不明	不明	トーセン
㊧	脱水機	不明	不明	不明	不明
㊨	ロープ水洗機	不明	不明	不明	不明
㊩	ロープ水洗機	不明	不明	不明	不明
㊪	乾燥機	不明	不明	不明	不明
㊫	乾燥機	不明	不明	不明	不明
㊬	絞機	不明	不明	不明	不明
㊭	自動型粹洗淨 乾燥機	ABK155250	不明	昭和 4 8 年	シンワ製作所
㊮	洗濯機	不明	不明	不明	トーセン
㊯	ボイラー	KMH 0 1 3	123164	昭和 4 3 年	(株) 呉造船所
㊰	生地巻機	不明	不明	不明	不明
㊱	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊲	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊳	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊴	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊵	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊶	捺染台	不明	不明	不明	不明
㊷	捺染台	不明	不明	不明	不明

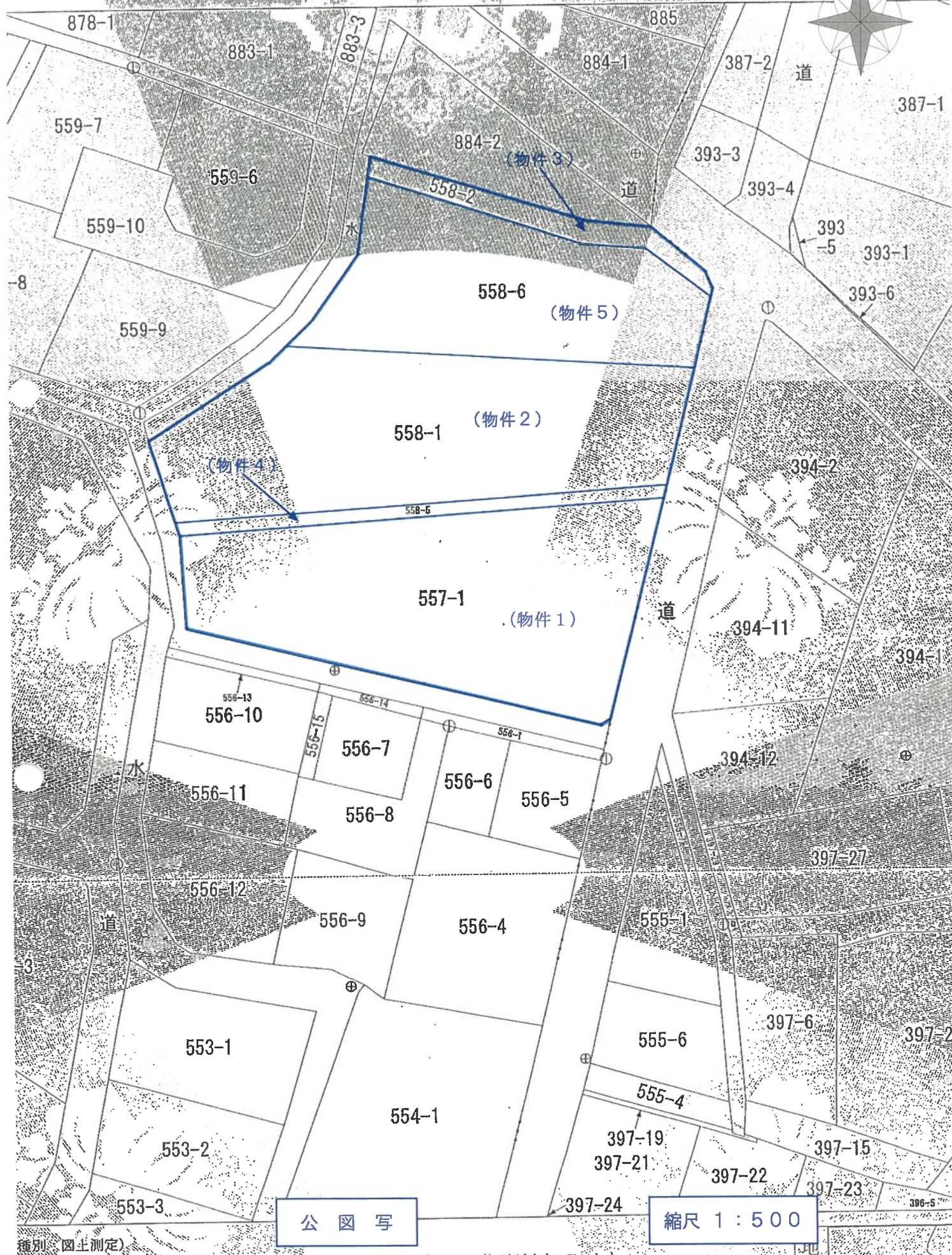


位置図

N

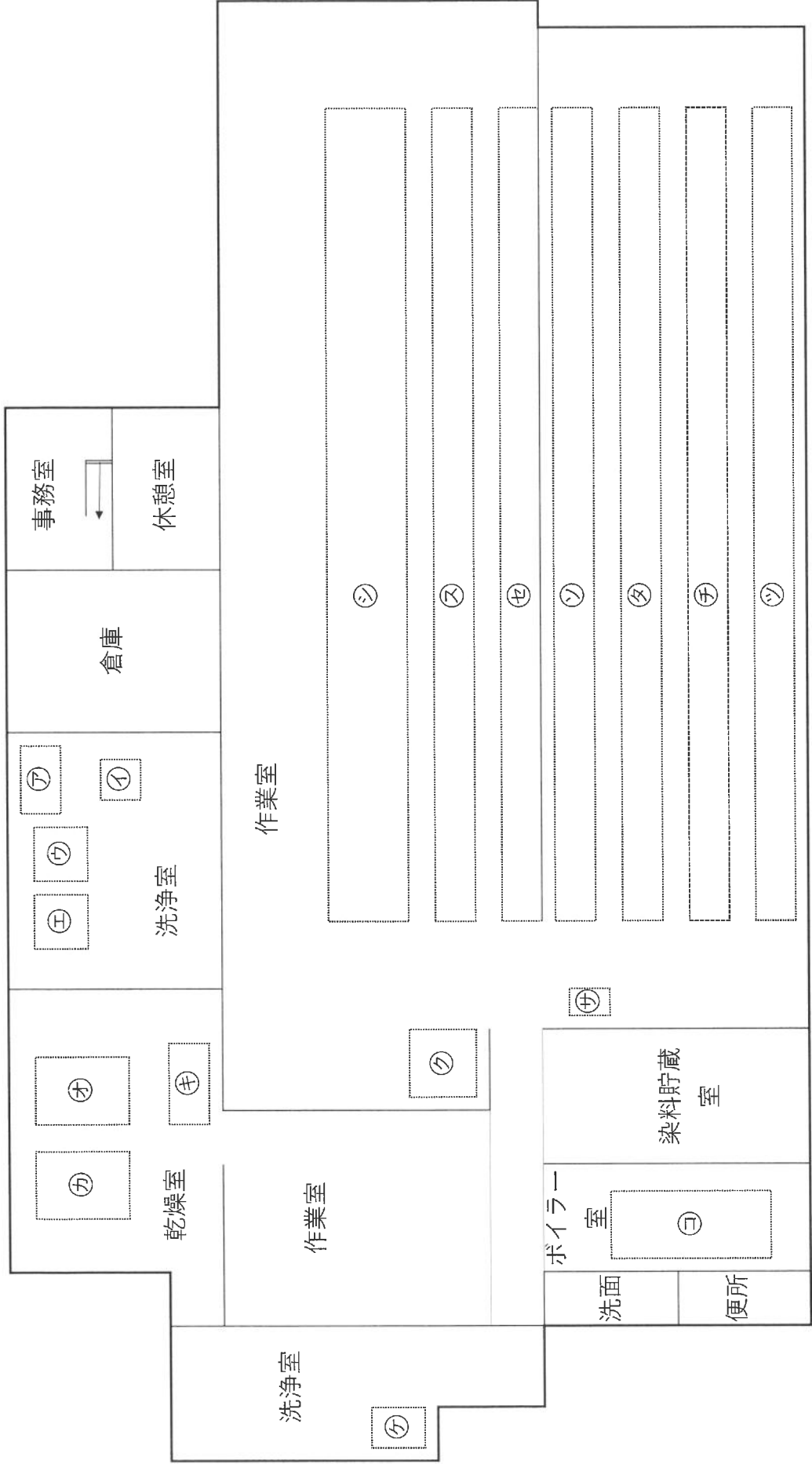
(座標値種別：図上測定)

-42

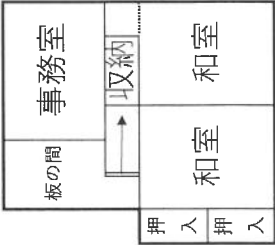


種別：(図上測定)

間取図（物件6）



1階部分



2階部分

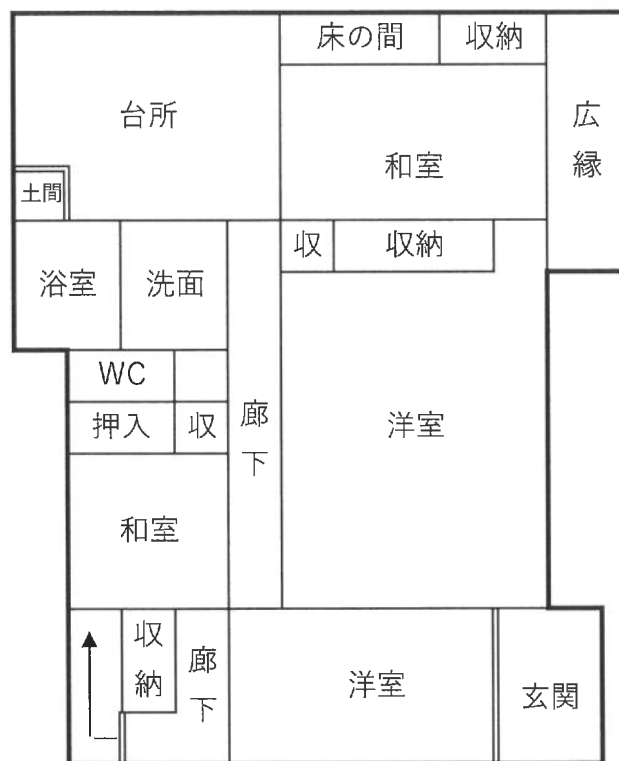
令和6年（ケ）第5号

間取図

家屋番号

5 5 8 番 1

（物件 7）



1階部分

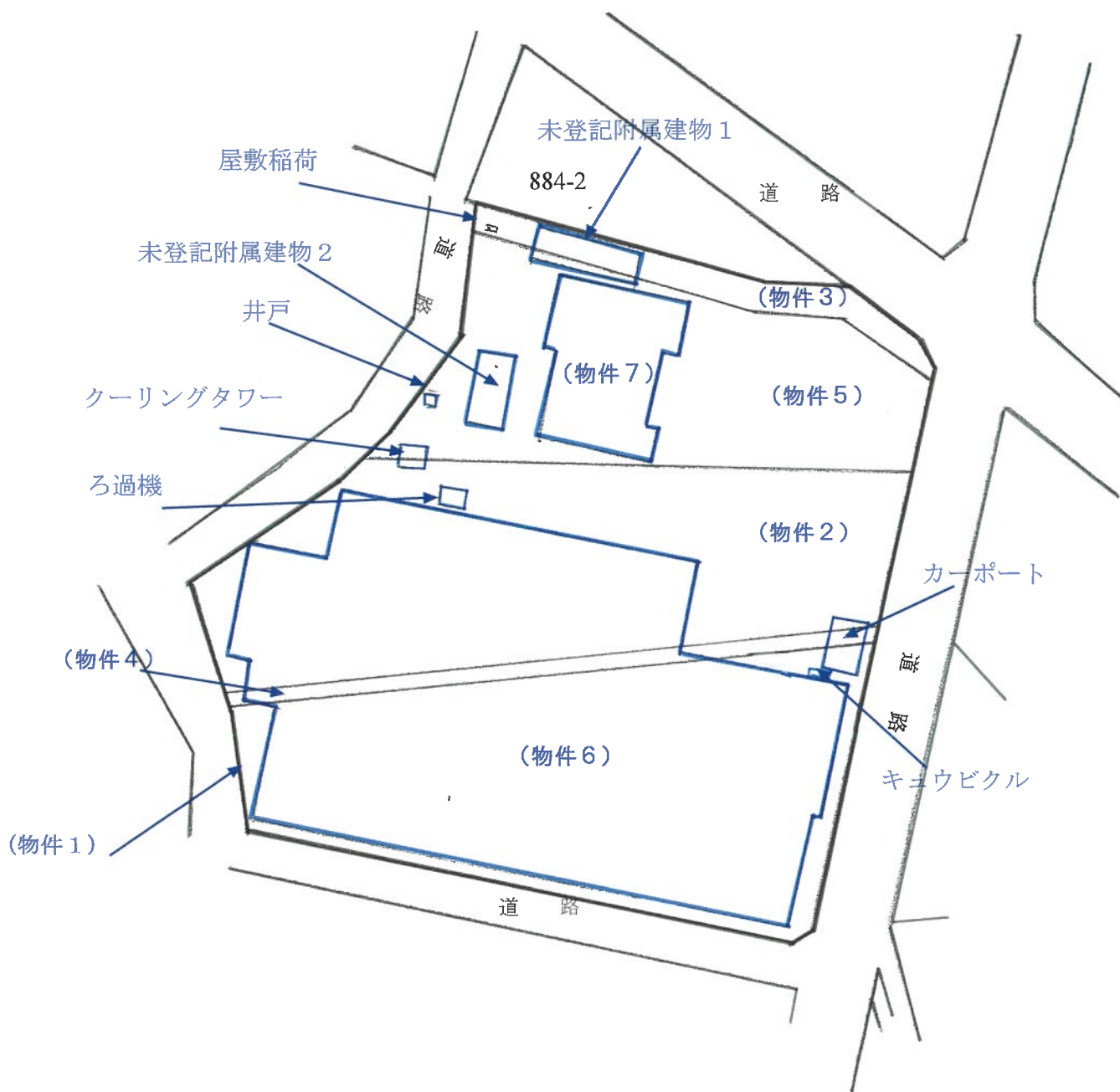


2階部分

土地建物位置関係図



令和6年(ケ)第5号



縮尺 1 : 500